

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 富山県 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制（運営協議会・連絡協議会の構成員等） ○ 富山県外国人児童生徒教育推進運営協議会 委員9名、事務局10名 【委員】 市町村教育委員会、小・中学校長会代表、高等学校長協会代表、私立中学高等学校協会代表、非営利団体・ボランティア団体代表、有識者（大学教員等）、県多文化共生推進室国際課長、県総合教育センター所長 【事務局】 県教育委員会、教育事務所 ○ 外国人児童生徒就学に関する事務担当者連絡協議会 【参加者】各市町村教育委員会 就学事務・外国人児童生徒教育担当者等 16名 2. 具体の取組内容 (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ○ 富山県外国人児童生徒教育推進運営協議会 （委員9名、事務局10名） 【目的】 本県外国人児童生徒等の受入から卒業、進路まで一貫した指導・支援体制の構築に向けて関連機関と連携・協力を図り、外国人児童生徒等教育を推進する。 【開催日】 ・第1回 令和7年7月2日（水） ・第2回 令和8年2月3日（火） 【内容】 県、地域における帰国・外国人児童生徒等の現状と課題の整理並びに支援体制について協議 【委員】 市町村教育委員会、小・中学校長会代表、高等学校長協会代表、私立中学高等学校協会代表、非営利団体・ボランティア団体代表、有識者（大学教員等）、県多文化共生推進室国際課長、県総合教育センター所長 【事務局】 県教育委員会、教育事務所 ○ 外国人児童生徒就学に関する事務担当者連絡協議会 【目的】 外国人児童生徒等の就学に関する事務担当者が、外国人児童生徒等の就学事務や教育への理解を深めることにより、外国人児童生徒等の就学の促進と教育の充実を図る。事務担当者同士が横のつながりをもち、連携できる関係づくりに資する。 【開催日・内容】 ・第1回 令和7年5月20日（火） - 市町村教育委員会の外国人児童生徒に係る状況、事例、取組及び課題について情報交換 ・第2回 令和8年2月27日（金）※各市町村教育委員会と個別の懇談会を実施 - 市町村教育委員会の就学や受入れの状況や、次年度の日本語指導が必要な児童生徒に関する情報交換 【参加者】 市町村教育委員会就学事務担当者、外国人児童生徒教育担当者 16名

(2) 学校における指導体制の構築

○ 市町村教育委員会等との連携

富山県外国人児童生徒教育推進運営協議会において、市町村教育委員会代表や小・中・高等学校の各代表者等との意見交換を行い、市町村や各学校の現状を把握することで、施策や指導体制を構築する。

○ 外国人児童生徒教育スーパーバイザーによる指導・助言 県単独事業

外国人児童生徒教育スーパーバイザーが市町村教育委員会を定期訪問し、地教委や各学校の現状を把握し、課題解決に向けた指導・助言を行う。また、各地教委の取組状況や課題等を県教委と共有し施策や指導体制を構築する。

【配置】・教育事務所に4名定数配置

【職務】・担当市町村教委（学校）の定期的な巡回・連絡

- ・各学校における市町村教育委員会担当教員等の知識、力量の向上のための指導・助言
- ・日本語指導担当教員及び外国人相談員未配置校への支援
- ・関係機関とのネットワークの構築
- ・高校進学ガイダンスの実施
- ・県教委との情報共有 等

○ 外国人支援スタッフの配置（大学生派遣）

学校において、授業中や放課後等における外国人児童生徒等の個別指導補助や学習・生活相談、日本語指導の教材作成の補助等、外国人児童生徒等の学習活動や学校生活に係る補助的な活動を行う。

- ・9小学校、6中学校へ17名を派遣

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○ 外国人児童生徒教育実践講座の実施（研修）

外国人児童生徒に対する適応指導、日本語指導、教科指導等について研修を行い、指導力の向上を図るとともに、国際理解教育の充実を図る。

【参加者】教員、外国人相談員、外国人支援員等〔校種：幼、小、中、高、特〕

4月23日（水）外国人児童生徒への日本語教育の意義やDLAについての講義

5月14日（水）外国人児童生徒への対応と日本語指導の基礎についての講義

7月25日（金）日本語指導の現状と今後についての講義・演習

9月26日（金）令和6年度NITS研修修了者による研修報告

外国人児童生徒への日本語指導・教科指導に関する講義・演習

○ 学校訪問研修での指導・助言 5～11月

日本語指導教室や在籍学級での授業への指導・助言

○ 外国人児童生徒教育スーパーバイザーによる訪問

日本語指導教室の授業参観や、日本語指導担当教員や外国人相談員との面談

(4) 成果の普及

○ 「幼・小・中学校教育指導の重点」での指導の重点と方策の明示

県教育委員会作成「幼・小・中学校教育指導の重点」（令和8年度版）での、「帰国・外国人児童生徒教育」の指導の重点と方策の明示と、関連資料の情報提供

○ 「外国人児童生徒教育の手引」の作成

- ・学校や市町村教育委員会等のニーズに応じた資料、指導方法等の手引を作成し、情報提供
- ・県総合教育センターホームページでの外国人児童生徒教育や日本語指導等に関する資料の掲載

(5) 学力保障・進路指導【重点実施項目】

○高校進学ガイダンスの実施

外国にルーツをもつ子供とその保護者が、日本の教育制度や富山県の高校入試を理解し、将来を見据えた進路を考えることができるようにする。

【開催日時、会場】

9月28日(日) 14:30～16:30 富山市

10月3日(金) 18:30～20:30 射水市

【参加者】

希望者(小学生、中学生、保護者)

(中学校に在籍していないが)高校進学を希望する外国ルーツの一般の方

【内容】

- ・全体説明
- ・個別相談会(希望者のみ)

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

【成果】

- ・富山県外国人児童生徒教育推進運営協議会では、県の取組の成果と課題を整理し、取組の更なる充実につなげることができた。特に、今年度から始まった「外国人児童生徒教育スーパーバイザー」の配置や県教育委員会主催「高校進学ガイダンス」では、外国人児童生徒教育推進協議会委員からの意見を参考に、関係機関と連携したりして成果を挙げることができた。
- ・外国人児童生徒就学に関する事務担当者連絡協議会では、市町村教育委員会の取組や事例等について情報交換し、市町村教育委員会の担当者同士のつながりをつくることができた。外国人児童生徒の就学や支援についての悩みを具体的に共有し、対応について検討することができた。

【課題】

- ・「外国人児童生徒教育スーパーバイザー」の定期的な学校訪問と支援の継続、日本語担当教員への指導と支援の充実
- ・より多くの日本語指導が必要な生徒やその保護者に情報が行き渡る方法(「高校進学ガイダンス」での説明動画の配信や資料のホームページ掲載等)の検討
- ・市町村教育委員会間の情報共有や協力・連携体制の強化

(2) 学校における指導体制の構築

【成果】

- ・富山県外国人児童生徒教育推進運営協議会では、市町村教育委員会代表や小・中・高等学校の各代表者等を委員に委嘱・任命し、市町村や各学校の状況把握を行うとともに、意見や要望を施策や指導体制の充実に生かすことができた。
- ・外国人児童生徒教育スーパーバイザーの配置により、日本語の指導法や教材、就学や受け入れ、個別の指導計画の作成等について、学校や市町村教育委員会がすぐに相談できる体制を構築することができた。また、学校で活用できる資料の作成や提供を行ったことで、各校での外国人児童生徒教育の充実の一助とすることができた。

【課題】

- ・様々な関係機関等の情報収集に努め、市町村教育委員会や学校の状況に応じた「つなぎ」の充実を図る。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

【成果】

- ・外国人児童生徒教育実践講座の第1回目を4月中に行うことで、担当者が外国人児童生徒教育や日本語指導への理解を深め、1年間の見通しをもって活動することにつながった。
- ・学校訪問研修や外国人児童生徒教育スーパーバイザーの訪問により、実際の授業を参観し、指導助言を行うことで、指導者の指導力の向上を図ることができた。

【課題】

- ・DLAや「ことばの力のものさし」を活用し、外国人児童生徒のことばの力を客観的に見とり、習熟に応じた指導につなげる必要がある。

(4) 成果の普及

【成果】

- ・県内全域で、指導の重点や方策、効果的な指導法等についての資料が共有され、実践が促進された。

【課題】

- ・日本語指導担当教員や在籍学級担任、外国人相談員等が、必要なときにすぐに資料にたどり着けるよう、過去に作成した手引や資料等の整理と電子化を進める。

(5) 学力保障・進路指導【重点実施項目】

【成果】

- ・多くの市町村や学校からの参加があり、中学生だけではなく、小学生やその家族、学校に在籍していない方の参加もあった。資料は8言語で準備し、参加者の言語に合わせた通訳者に来ていただいたことで、「日本の高校制度」「富山県の高校」「入学試験」等、今までなじみのなかった情報を参加者が理解し、進路について考える場を設定できたと考ええる。

【課題】

- ・全体説明や個別相談会のもち方を検討し、内容の充実を図る。
- ・参加者によりよい理解を促すために、参加者の言語に合わせた通訳者や資料の準備、参加者数に対する十分な通訳者数の確保に努める。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	0人 (0園)	502人 (96校)	125人 (46校)	4人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		363人 (68校)	79人 (27校)	1人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・外国人児童生徒教育スーパーバイザーの配置（県単独事業）（2年目）

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。